

## 児童発達支援センターこころん 保育所等訪問支援について

### ○具体的な支援の内容

「個別支援計画」を作成し、以下 3 つの支援を継続して実施します

#### ① こども本人に対する支援

お子さんに直接関わり、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行います

#### ② 訪問先施設の職員に対する支援

お子さんへの支援後にカンファレンスを行い、お子さんの発達段階や特性を踏まえた関わり方、環境の調整などについて職員の皆さまと一緒に考えます

#### ③ 家族支援

- ・施設訪問時のお子さんの様子や職員の関わりなどを含め、支援の内容を保護者に報告します
- ・家庭訪問や来所面談にて保護者の相談に応じます
- ・保護者講座の開催やピアサポートなど家族同士のつながりの場を提供します

保育所等訪問支援の目的は集団生活への適応のための支援ですが、お子さんを集団に合わせるのではなく、一人一人の発達段階や特性に合った参加の仕方を考える「合理的配慮」を意識した支援を提案します。

こころんは、障がいのあるなしにかかわらず、そのらしさを認め合いながらともに生きるインクルーシブな集団(保育・教育)を目指す支援に取り組めます。

### 合理的配慮をイラストにしてみると



TEENS(<https://www.teensmoon.com/>) 「【図表でわかる!】発達障害」引用

お子さんが安心して自分らしく過ごせるよう環境を整えることを通じて、その子だけでなく、すべてのこどもが共に成長していくことが、一人一人のウェルビーイングにつながります。また、保護者に丁寧に報告することで、施設での様子がよりわかるようになり、子も親も安心して過ごせるようになります。

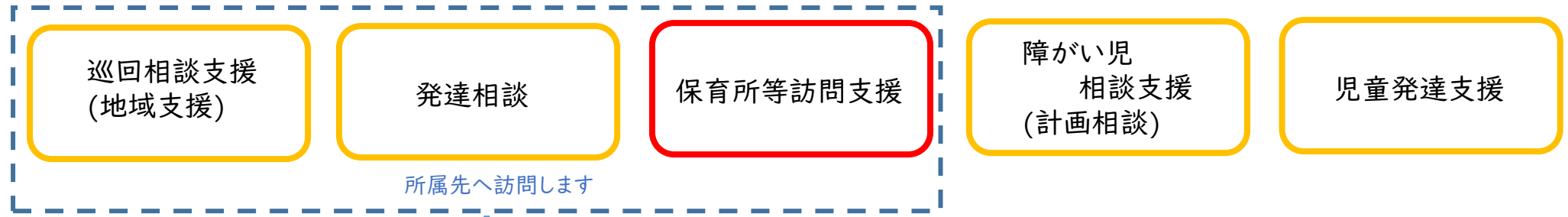
お子さんも、保護者も、訪問先施設のみならず

ハッピー

になれるような支援をこころんは一緒に考えます

# 新潟市立児童発達支援センターころんでは

発達に心配のあるお子さんが身近な地域で健やかに育つことや、ご家族がその子らしさを知り成長を喜びながら安心して子育てができることを目指して専門的な知識・技術に基づいた丁寧な支援を行っています。事業は以下の5つに分かれています。



## \*事業内容の違い\*

	巡回相談	発達相談	保育所等訪問支援
依頼主	保育園・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ等	保護者と発達相談担当	利用者(保護者)
支援内容	行動観察後に 職員とカンファレンス	行動観察後に 職員とカンファレンス	こども本人に対する支援後に 職員とカンファレンス
訪問時の ケース数	1回の訪問で2人まで	決まっていない	1回の訪問で1人
1ケースの 訪問回数	必要に応じて	必要に応じて	月2回程度
受給者証	不要	不要	必要
利用契約	不要	不要	必要

「巡回相談」「発達相談」との違いは？

- \*『保育所等訪問支援』は、障がい児福祉サービスであり、個別支援計画に基づき継続して訪問し、支援を行います(詳しくは裏面に記載)
- \*保護者が区役所に「通所受給者証」を申請し、事業所と契約を結ぶ等の手続きが必要です

